

## 美濃加茂市監査委員告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和7年11月4日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則  
同 高 井 実 枝

1 対象の監査 令和7年度9月支払分の隨時監査(財務監査)

2 監査実施日 令和7年10月27日

3 監査の結果を通知した日 令和7年10月27日

4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和7年11月4日

5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
総務課	<p>【検討】</p> <p>庁用車の廃車について、今後は、入札による売却を行う。もしくは無価値と判断されるなら、新車購入業者にこだわらず、事前に複数業者から、廃車手数料の見積もりを徴収するなど支出負担の軽減を考慮するよう検討されたい。</p>	<p>庁用者の廃車について、今後は、事前に複数業者からの見積もりを徴収するなどして事前に廃車手数料を確認したうえで発注するよう努めます。</p> <p>また、売却価値があるものについては、入札による売却を検討します。</p>